

1 目的

本業務は、老人福祉法第 20 条の 8 および介護保険法第 117 条に規定する守山市高齢者福祉計画・守山市介護保険事業計画（第 10 期：令和 9 年度～令和 11 年度）の策定について、情報収集や現状分析、会議要旨のとりまとめ、サービス量の推計等を委託することにより、着実に効率的に計画を策定することを目的とする。

なお、本計画にあわせ、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条に規定する認知症施策推進計画を一体のものとして策定する。

2 委託期間

令和 7 年契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 委託業務内容

＜令和 7 年度＞

- (1) 調査票の設計・作成・印刷、調査票送付用封筒、返信用封筒の作成、宛名ラベル貼り（ラベルは市が作成）（約 4,210 件）
- (2) 調査票の郵送（封入封緘作業含む、郵送に係る費用は委託料に含む）
※以下、実施概要の③、④は本市で行う。
- (3) 調査票の回収（回収に係る費用は委託料に含む）
- (4) 調査票回収データの入力・集計、課題抽出および分析、前回アンケートとの比較

【調査の実施概要】

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票

調査対象	守山市内にお住まいの 65 歳以上の方で、要介護 1～5 に該当しない人から無作為に抽出した方
配布数	約 2,000 票（回収率 75%見込み）
調査方法	郵送法
集計方法	単純集計、地域別集計、属性集計、時系列集計、クロス集計等

②在宅介護実態調査票

調査対象	守山市内にお住まいの 65 歳以上の方で、要支援 1・2、要介護 1～5 の認定を受けている人、または受ける見込みのある人から、無作為に抽出した方
配布数	約 1,000 票（郵便・回収率 70%見込み）※認定調査員による聞き込み調査含む
調査方法	郵送法（接統方式）、認定調査員による聞き込み調査
集計方法	単純集計、地域別集計、属性集計、時系列集計、クロス集計等

③ケアマネジャー調査票

調査対象	守山市内の居宅介護支援事業所に所属しているケアマネジャー
配布数	約 90 票（回収率 70%見込み）
調査方法	電子メールおよび Web 方式等
集計方法	単純集計、地域別集計、属性集計、時系列集計、クロス集計等

④事業所調査票（参入意向調査含む）

調査対象	守山市内の介護保険サービス提供事業所
配布数	約 120 票（回収率 70%見込み）
調査方法	電子メールおよび Web 方式等
集計方法	単純集計、地域別集計、属性集計、時系列集計、クロス集計等

⑤在宅療養・看取り調査票

調査対象	守山市内にお住まいの 40 歳以上の方
配布数	約 1,000 票（回収率 50%見込み）
調査方法	郵送法（接続方式）または Web 方式等
集計方法	単純集計、地域別集計、属性集計、時系列集計、クロス集計等

⑥認知症施策推進計画にかかる調査票

調査方法等については、国および県の方針に基づき、双方協議の上決定し、実施すること。

- (5) 調査結果の地域包括ケア「見える化」システムへの登録補助および認定データとの突合補助作業
- (6) 地域包括ケア「見える化」システムを活用した分析、他市比較とそれによる課題抽出
- (7) 在宅介護実態調査票について、独自分析に加え、国が提供する「自動集計分析ソフト」による集計・分析（約 700 件）
- (8) 守山市介護保険運営協議会等開催支援およびオンラインによる出席（打ち合わせ含む）
（令和 7 年度 開催：約 4 回）
会議開催に係る内容協議、資料作成および議事録作成
※議事録は、開催後 14 日以内に提出すること。
- (9) 国の認知症施策推進基本計画および県の認知症施策推進計画に基づく、認知症施策推進計画策定支援
- (10) 上記のほか、計画策定に必要と思われる業務については、協議の上決定する。

<令和 8 年度>

- (1) 守山市介護保険運営協議会等開催支援およびオンラインによる出席（打ち合わせ含む）

(令和 8 年度 開催：約 5 回)

会議開催に係る内容協議、資料作成および議事録作成

※議事録は、開催後 14 日以内に提出すること。

(2) 第 9 期計画の検証

ア 高齢者を取り巻く状況（現状、傾向等）に係る現状分析と課題整理

イ 高齢者福祉サービスの現状分析と課題整理

ウ 介護保険事業の現状分析と課題整理

エ 日常生活圏域に係る現状分析・課題整理・今後のあり方検討（市域、3 圏域）

オ 事業者の現状把握、課題整理

カ 地域支援事業に係る現状把握と課題整理

(3) 地域包括ケアシステムの構築に向けた検証・助言

2040 年（令和 22 年）を見据えた地域包括ケアシステム構築についての検証、助言

(4) 計画目標等の推計

ア 人口推計

イ 要介護認定者の推計

(5) 介護保険給付に関する推計

ア 日常生活圏域ごとの在宅サービス見込量の推計

イ 施設サービス見込量の推計

ウ 地域密着型サービス見込量の推計

エ 各見込量の仮設定（調査結果等の反映）

(6) 地域支援事業に関する検討

ア 介護予防・日常生活支援総合事業の充実に関する検討・提案

イ 包括的支援事業・任意事業の充実に関する検討・提案

(7) 保健福祉事業に関する検討

ア 保健福祉事業に関する検討・提案

(8) 介護保険料(案)の検討・提案・算出

(9) 高齢者福祉施策に係る事項

ア 高齢者福祉施策に関する施策の充実に関する検討（調査結果等の反映）

(10) 計画骨子、素案、原案の策定および内容調整

ア 高齢者福祉計画・介護保険事業計画骨子案、素案、原案の作成

イ パブリックコメントおよび市民説明会実施支援（インターネット等を活用した説明動画の作成等）

ウ 地域福祉計画等の関係計画との整合調整 等

(11) 国の認知症施策推進基本計画および県の認知症政策推進計画に基づく、認知症施策推進計画策定支援

(12) 地域包括ケア「見える化」システムを活用した分析、他市比較とそれによる課題抽出

(13) 上記のほか、計画策定に必要なと思われる業務については、協議の上決定する。

4 計画策定に関する方向性等

- (1) 2040 年(令和 22 年)を見据えた長期的な推計、計画策定
- (2) 第 9 期計画の評価、第 10 期計画に向けた論点整理
- (3) 地域包括ケア「見える化」システムを活用した現状分析・将来推計
- (4) 地域包括ケアシステム構築に係る総合確保方針を反映した計画策定
- (5) 国の認知症施策推進基本計画および県の認知症施策推進計画に基づく、認知症施策推進計画策定支援
- (6) その他、国の計画策定の方針に基づいて本市の現状や施策を反映した計画策定

5 成果物

(1) 高齢者生活実態調査報告書

(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、ケアマネジャー調査、事業所調査、認知症施策推進計画にかかる調査)

ア 単純集計入力データ (EXCEL 形式)

イ 電子データ (PDF および WORD または EXCEL 形式) 一式 (CD-R で提出のこと。)

※調査結果を踏まえた課題抽出および分析結果の報告を含む。

※紙媒体で 20 部提出すること。(プリンタ等で出力し、ホッチキス等で綴じたもの。)

ウ 納期限：令和 8 年 3 月 31 日

※ただし、「単純集計入力データ」については、当方の指定する期日とする。

(2) 在宅療養・看取り調査報告書

ア 単純集計入力データ (EXCEL 形式)

イ 電子データ (PDF および WORD または EXCEL 形式) 一式 (CD-R で提出のこと。)

※調査結果を踏まえた課題抽出および分析結果の報告を含む。

ウ 納期限：令和 8 年 3 月 31 日

※ただし、「単純集計入力データ」等については、当方の指定する期日とする。

(3) 第 10 期守山市高齢者福祉計画・守山市介護保険事業計画書

ア 計画書本編 A 4 版 1 色刷り 60 部

イ 計画書概要版 A 4 版 カラー刷り 300 部

ウ 計画書電子データ (PDF および WORD または EXCEL 形式) 一式 (CD-R で提出のこと。)

エ 納期限：令和 9 年 3 月 31 日

(4) 計画策定に関し、作成した基礎資料

ア 電子データ (PDF および WORD または EXCEL 形式) 一式 (CD-R で提出のこと。)

イ 納期限：令和 9 年 3 月 31 日

6 留意事項・その他

- (1) 計画策定にあたっては、国および県の方針を勘案しながら策定を進めるとともに、新たな方針が示されるなどの状況の変化等がある場合は、本市へ迅速な情報提供を行い、その対応について協議すること。

- (2) 地域包括ケアシステムの深化および推進に向け、全国の先進事例や自治体の取組内容等について適切に情報提供を行い、本市にとって有益な介護保険制度のあり方や取り組むべき施策の方向性等について適宜提言を行い、計画に反映できるよう努めること。
- (3) 履行期間内に円滑かつ適正に事務が進められるよう、十分な体制を確保し、業務開始時にマイルストーンを示した具体的なスケジュールを提示すること。また、業務期間中は、月次での業務の進捗状況、課題等について、本市へ業務状況を報告し、必要に応じてスケジュールの変更等を行うこと。
- (4) 介護保険料(案)の検討、提案、算出にあたっては、中長期的に介護保険給付に関する推計に基づき、基金の適切な積立や活用を含めて検討を行うこと。
- (5) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者は本市担当者と密接な連絡を取り、打合せ協議等における内容は、都度書面（打合せ議事録）に記録し、相互に確認すること。
- (6) 打合せ議事録は、打合せから3営業日以内に提出すること。
- (7) 受注者は本市および関係機関の意見を十分に収集し、成果物に反映させること。
- (8) 実施した調査結果は全て集計し、分析すること。
- (9) 部分払いを行うため、令和7年度の業務完了時に部分検査をすること。
- (10) 本仕様書に明示のないものは、必要に応じ本市と協議し、決定すること。

参考

守山いきいきプラン 2024（現行計画）

<https://www.city.moriyama.lg.jp/shiseijouhou/keikaku/1003627/1003632.html>